

高知県小中学校PTA連合会会則

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、高知県小中学校PTA連合会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会はPTA設立の趣旨に則り、家庭、学校、社会における児童、生徒の健全な成長と福祉の増進をはかると共に、民主的なPTAの発展と教育の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は前条の目的達成のため下記の事業を行う。

- (1) 会員の研修と組織の強化
- (2) PTA相互の連絡と情報の交換
- (3) 教育に関する研究調査と世論の形成
- (4) 教育予算の増強と教育諸条件の整備充実
- (5) 校外指導と環境整備
- (6) 人権教育の推進
- (7) その他目的達成に必要な事項

第二章 組 織

(組 織)

第 4 条 本会は、本会の趣旨に賛同する県下地区PTA連合会、地区PTA連絡協議会および郡市PTA連合会（以下「地区PTA連合会」という）をもって組織する。

(会 員)

第 5 条 本会の趣旨に賛同するPTAの会員は、そのPTAと市町村PTA連合会および地区PTA連合会を通じて本会の会員となる。

(会員の権利義務)

第 6 条 組織構成員は、すべて平等な権利を有し義務を負う。

第三章 機 関

(会 議)

第 7 条 本会の会議は総会および役員会とし、会長が招集する。

(総会)

第 8 条 総会は本会の最高議決機関であつて、役員および代議員をもつて構成し、総会の議事は出席代議員の過半数の同意をもつて議決する。

第 9 条 定期総会は毎年6月に開催する。

2. 臨時総会は役員会が必要と認めたときおよび以上の3地区PTA連合会の請求があつたとき開催する。

3. 総会の議長は、出席代議員より選出する。

(代議員)

第 10 条 代議員は、単位PTAの会長かその代理とする。

2. 代議員の任期は1年とする。但し再任することができる。

(総会議決事項)

第 11 条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 毎年度の事業計画
- (2) 毎年度の予算および決算
- (3) 分担金の額
- (4) 会則の改廃
- (5) その他必要と認めた事項

(役員)

第 12 条 本会の役員は次の通りとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 7名
- (3) 会 計 1名
- (4) 理 事 6名
- (5) 監 事 3名

2. 会長、副会長、理事および監事は、役員選考規程の定めるところにより総会において選任する。

3. 会計は、副会長が兼務し、会長が委嘱する。

4. 役員の任期は1年とする。ただし再任することができる。

5. 役員に欠員が生じたときは、その選出地区PTA連合会より推薦のあつた者を総会で選任した者とみなす。ただし任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第 13 条 役員の職務は次の通りとし、会則および規程ならびに総会、役員会の議決を遵守し、このため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計にあたる。
- (4) 理事は他の役員と共に、本会の目的達成をはかる。
- (5) 監事は年1回以上会計および会務執行を監査し、その結果を総会および役員会に報告し意見を述べなければならない。

(役員会)

- 第 14 条 役員会は第12条の役員をもって構成する。
2. 役員会は会則および総会の決議に基づいて本会運営について審議決定する。
 3. 役員会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議事は過半数でこれを決する。
 4. 監事は議決に加わることができない。
 5. 役員会は地区PTA連合会の事務局長を出席させることができる。

(役員会の決定事項)

- 第 15 条 役員会は次の事項について審議決定する。
- (1) 会務を執行するための方針に関する事項
 - (2) 総会の招集および総会に付議すべき事項
 - (3) 役員の選任に関する事項
 - (4) 総会より委任された事項
 - (5) 諸規定の設定、変更および廃止に関する事項
 - (6) 事務局長の任免に関する事項
 - (7) 借入金の最高限度に関する事項
 - (8) その他会務運営に必要と認めた事項

(委員会)

- 第 16 条 本会は次の委員会を置く。
- (1) 広報委員会、研修委員会、健全育成委員会、人権教育委員会、母親委員会
 2. 本会は役員会の議を経て、各種委員会を置くことができる。
 3. 委員会の任務および構成は役員会で定める。
 4. 委員会は互選により委員長、副委員長各1名を選任する。
 5. 各委員会の委員は、必要に応じて役員会の議事をへて、委員長が委嘱する。
 6. 委員会は役員会より委任された任務を行い、役員会に報告する。

(事務局)

- 第 17 条 本会は事務所を高知市に置き、事務を処理するため事務局を設置する。
2. 事務局は役員会の決議および会長の指示により事務を処理する。
 3. 事務局には、事務局長および事務局員を置くことができる。

第 四 章 会 計

(収 入)

第 18 条 本会の会計は、分担金およびその他の収入をもって支弁する。

2. 分担金は、毎年9月10日迄に年額の2分の1以上を12月20日迄に残額を納入する。

(支 出)

第 19 条 本会の会計は、総会で議決された予算に基づいて行う。ただし、執行上止むを得ない予算の変更は役員会において決定することができるが、次期総会において承認を得なければならない。

(監 査)

第 20 条 本会の会計は、監事の検査を受けなければならない。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

付 則

1. 本会則は、昭和54年6月21日より施行する。

昭和32年7月1日施行

2. 昭和42年6月15日一部改正

昭和43年6月7日一部改正

昭和44年5月30日一部改正

昭和45年6月2日一部改正

昭和46年6月8日一部改正

昭和47年7月18日一部改正

昭和51年6月15日一部改正

昭和54年6月21日全面改正

昭和56年6月18日一部改正

昭和61年6月12日一部改正

平成元年6月16日一部改正

1999年6月11日一部改正